

鳥獣捕獲に係る入林手続のお知らせ

○ 申請様式を統一

鳥獣捕獲に係る様式が全国統一となり、森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。

猟銃による捕獲の入林届
わな猟など一般の入林届
有害鳥獣捕獲など地方公共団体の事業に係る入林届



様式の統一

○ 手続回数を削減

年度内であれば、一回の申請で複数回の入林が可能です。

ただし、実際の入林が決まった場合は、入林する日と場所を森林管理署等に連絡してください。

○ 申請方法を多様化

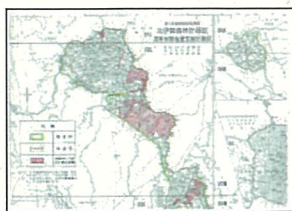
森林管理局・署への郵送や窓口への提出のほかファックス、メールでも申請できます。

ただし、各森林管理局・署により取扱いが異なりますので、詳しくは、申請先にお問い合わせ下さい。



○ 立入禁止区域図の入手が簡単

立入禁止区域図を森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。



※立入禁止区域図は原則、年度当初と狩猟期前に更新します。

※入林する者の安全のため、入林の届けのあった場所、目的についてホームページでお知らせします。

※都道府県及び市町村等有害鳥獣捕獲事業等を実施する場合の狩猟者の立入を制限する区域も同時に入手できます。



入林届（鳥獣の捕獲のための入林届）

（宛先）

殿

接受印

鳥獣の捕獲を実施するため、下記のとおり、国有林野に入林したく届け出ます。

届出年月日	年 月 日	
入林予定箇所 （国有林名・林小班）		捕獲対象鳥獣
		捕獲方法（※）
入林期間	自 年 月 日	至 年 月 日
入林目的	☐ 狩猟（鳥獣保護管理法第 11 条第 1 項関係）	
	許可捕獲（同法第 9 条第 1 項関係）	
	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整 ☐ その他（学術研究等）	
	☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業（同法第 14 条の 2 関係）	
団体名又は氏名		

入林の際は、この用紙の写し（接受印が押印されたもの）を携帯してください。車両で入林する場合は、この用紙の写しを点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両ごとに車内の見やすい場所に掲示してください。

代表者	氏名		電話番号	
	住所			
	メールアドレス			
	狩猟者登録番号			
緊急連絡先	氏名	電話番号		

【下記 1～5 を確認の上、右列の□にチェックを入れてください。】

- 1 別記 1～3 を理解しました。 ☐
- 2 銃器を使用できる箇所を区域図等で確認しました。 ☐
- ※当面、署が公表している「立入禁止区域」は、「銃器の使用を制限する区域」と読み替え、その周辺及び登山道等から 300m 幅のエリアは、銃を禁止する緩衝区域とします。（銃による止めさしを除く。）
- 3 入林の際は、森林管理署等の職員の指導に従います。 ☐
- 4 事故を起こした場合は、一切の責任を負います。 ☐
- 5 これらの必要事項を団体の構成員に周知しました。（団体の場合） ☐

※使用する猟具の種類を記載し、銃器を使用する場合は、具体的な捕獲方法についても併せて記載。

入林届記載の留意事項

- ① 入林予定箇所の検討に当たっては、銃器の使用を制限する区域等を示した図面（以下「区域図」という。）を参照してください。

- ・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は、森林管理署等と調整済の捕獲事業（銃）実施区域において実施可能です。銃器を用いた許可捕獲等をこれから実施しようとする場合は、実施場所について森林管理署等と調整してください。
- ・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業（銃）実施区域及び緩衝区域 B 並びに捕獲事業（わな）実施区域のいずれにも該当しない区域においてのみ可能です。

区域図は森林管理署等で配布しているほか、ホームページでも公開しています。区域図は、年度始め（5月頃）及び狩猟期間の開始前（11月頃）に更新していますが、これ以外の時期でも、各種事業の状況等により変更されることがありますので入林の際、最新のものを確認してください。

関東森林管理局 URL <https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業において、夜間銃猟を実施する場合は、都道府県知事の確認を得た上で夜間銃猟に関する作業計画を記載した書面を添付して提出してください。

また、捕獲個体を放置する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、その具体が明記されていることを証する書面を添付して提出してください。

- ③ 団体の場合は、別紙 1 の構成員名簿を提出してください。

- ④ 入林届は、上記①のホームページにて案内する入林届提出先に、入林日の 4 業務日前[※]の勤務時間終了時刻（午後 5 時）までに提出してください（森林管理署等に持込みの際、勤務時間外又は職員が不在の場合は、ポストに投函してください。）。

なお、入林日が未確定の場合は、上記の期限までに、確定した入林日を電話又は電子メールにより、当該入林届提出先に連絡してください。

※例えば、日曜日に入林する場合、前週の火曜日の勤務時間内までに提出してください。

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

なお、林野火災防止に関し、市町村から発令される林野火災注意報や林野火災警報の発令状況等について、入林する前に必ず確認してください。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携帯するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください（器物損壊罪が適用される場合があります。）。
- 動植物の保護に御協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

- ※ 車両による入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。
- ※ 「入林届（鳥獣の捕獲のための入林届）」等については、必要に応じて記載事項を修正する場合がありますので、内容を十分ご理解の上、手続きを行ってください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れ等のおそれがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を通行する際は徐行運転をする等、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途、高山植物等採取申請書を提出してください。
- ・調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により表示してください。特に一般の方の立入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

銃器を使用する場合の遵守事項

- 1 銃器を使用する場合は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車外から車内の見やすい場所に掲示してください（複数の車両で入林する場合は全ての車両に掲示してください。）。
- 2 「立入禁止」、「発砲禁止」、「銃猟禁止」等の標識、横断幕等を設置している場合は、これらの指示に従ってください。
- 3 銃器の使用が可能な箇所を区域図等で確認してください。
 - ・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は森林管理署等と調整済の捕獲事業（銃）実施区域においてのみ可能です。
 - ・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業（銃）実施区域及び緩衝区域B並びに捕獲事業（わな）実施区域のいずれにも該当しない区域においてのみ可能です。
- 4 発砲に当たっては、安全確認を徹底してください。
 - ・矢先の確認：発砲前に必ず周囲の安全を確認すること
 - ・獲物の確認：獲物が見えないときは、常に「人かもしれない」という疑いを持つこと
 - ・脱包の確認：獲物を撃つとき以外は必ず弾を抜くこと
- 5 猟犬を用いる場合は、くくりわな等に猟犬がかかることのないよう、捕獲事業（わな）実施区域から十分に離れて狩猟の実施区域を設定するなど、対策を講じてください。
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所・射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）を用いてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

(別紙 1)

構成員名簿

団体名

[illegible]

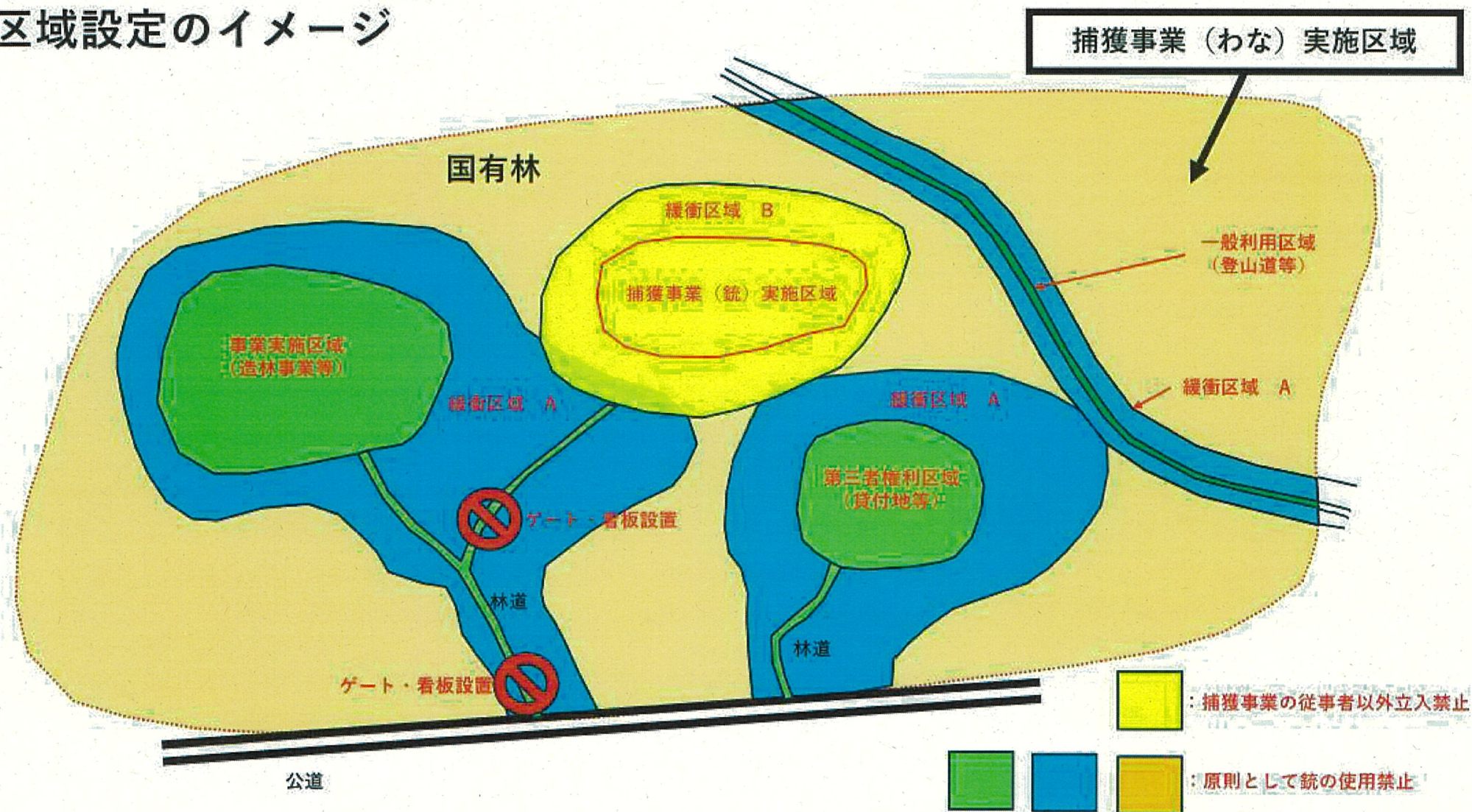
銃器による
捕獲実施中
のため注意

1 立入禁止区域図の概要

立入禁止とする理由	立入禁止期間	区域の設定方法
販売(立木、副産物、分収育林)、請負(素材生産、造林、治山、林道等)、委託(収穫調査、巡視、測定等)事業箇所(予定含む)	事業期間中※ (ただし、契約期間が複数年にわたる場合は、契約相手方に確認し、立入禁止期間を設定) 四半期に振り分けて記載	事業実行箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域(ただし、契約期間が複数年にわたる場合は、契約相手方に確認し、立入禁止区域を設定)
直営(収穫調査、巡視等)、他省庁事業実施箇所(予定含む)	事業期間中※ 四半期に振り分けて記載	事業実行箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域
登山道、歩道 レクリエーションの森協定の森	一年中	当該箇所を含む林班・林小班等(稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域)
貸付地	一年中	当該箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域

※ 事業期間中とは、前後の調査、検査等を含んだ期間をいう。

区域設定のイメージ



入林届提出先一覧表

都・県	管轄区域	宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス	ホームページアドレス
福島県	いわき市・相馬市・南相馬市・広野町・楮葉町・常岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村	磐城森林管理署長	〒979-0201 いわき市四倉町字東二丁目170-1	電話 0246(66)1234 FAX 0246(66)1255	ks-iwaki.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/kanto/iwaki/index.html
	福島市・郡山市・二本松市・田村市・伊達市・桑折町・川俣町・大玉村・小野町	福島森林管理署長	〒960-8055 福島県福島市野田町7-10-4	電話 024(535)0121 FAX 024(535)6514	ks-fukushima.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/hokushima/index.html
	白河市・須賀川市・天栄村・西郷村・玉川村・平田村・古殿町	福島森林管理署 白河支署長	〒961-0074 福島県白河市字郭内128-1	電話 0248(23)3135 FAX 0248(23)3137	ks-shirakawa.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/shirakawa/index.html
	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村	棚倉森林管理署長	〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字横倉字館ヶ丘73-2	電話 0247(33)3111 FAX 0247(33)3113	ks-tanagura.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/tanagura/index.html
	会津若松市・喜多方市・下郷町・北塩原村・南会津町(旧田島町)・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・桐津町・三島町・金山町・会津美里町・昭和村	会津森林管理署長	〒965-8550 福島県会津若松市追手町5-22	電話 0242(27)3270 FAX 0242(27)3272	ks-aizu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/aizu/index.html
	南会津町(旧南郷村・旧伊南村・旧館岩村)・檜枝岐村・只見町	会津森林管理署 南会津支署長	〒967-0692 福島県南会津郡南会津町山口字村上867	電話 0241(72)2323 FAX 0241(72)2334	ks-minami-aizu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/minamiaizu/index.html
栃木県	大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・塩谷町・那須町・那珂川町	塩那森林管理署長	〒324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15	電話 0287(28)3125 FAX 0287(28)3531	ks-enna.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/enna/index.html
	宇都宮市・足利市・佐野市・鹿沼市・日光市・益子町	日光森林管理署長	〒321-1274 栃木県日光市土沢1473-1	電話 0288(22)1069 FAX 0288(22)1072	ks-nikko.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/nikkou/index.html
群馬県	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町	利根沼田森林管理署長	〒378-0018 群馬県沼田市緑治町3923-1	電話 0278(24)5535 FAX 0278(24)5562	ks-nikko.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/tono-numata/index.html
	中之条町・長野原町・嬭志村・草津町・高山村・東吾妻町	吾妻森林管理署長	〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	電話 0279(75)3344 FAX 0279(75)3346	ks-agatsuma.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/agatsuma/index.html
	前橋市・高崎市・桐生市・渋川市・藤岡市・富岡市・安中市・みどり市・上野村・神流町・下仁田町・南牧村・甘楽町	群馬森林管理署長	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25	電話 027(210)1203 FAX 027(210)1248	ks-gunma.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/gunma/index.html
新潟県	新発田市・五泉市・阿賀野市・佐渡市・諺内市・阿賀町	下越森林管理署長	〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4/15	電話 0254(22)4146 FAX 0254(22)4148	ks-kaetsu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/kaetsu/index.html
	村上市・関川村	下越森林管理署 村上支署長	〒958-0033 新潟県村上市緑町3-1-13	電話 0254(53)2151 FAX 0254(53)2153	ks-murakami.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/murakami/index.html
	長岡市・三条市・加茂市・十日町市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町・柏崎市	中越森林管理署長	〒949-6608 新潟県南魚沼市美佐島61-8	電話 025(772)2143 FAX 025(772)2635	ks-chuetsu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/chuetsu/index.html
	糸魚川市・妙高市・上越市	上越森林管理署長	〒943-0172 新潟県上越市大進福田555番地	電話 025(524)2180 FAX 025(524)2189	ks-joyetsu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/joyetsu/index.html
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・石岡市・高萩市・常陸太田市・北茨城市・笠間市・つくば市・常陸大宮市・かすみがうら市・桜川市・城里町・大子町・東海村	茨城森林管理署長	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-7	電話 029(243)7211 FAX 029(243)7125	ks-ibaraki.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan/to/ibaraki/index.html

入林届提出先一覧表

都・県	管轄区域	宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス	ホームページアドレス
埼玉県	秩父市・毛呂山町・ときがわ町・飯能市	埼玉森林管理事務所長	〒368-0005 埼玉県秩父市大野原491-1	電話 0494(23)1260 FAX 0494(23)1262	ks_saitama_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/saitama/index.html
千葉県	千葉市・銚子市・館山市・木更津市・勝浦市・鴨川市・君津市・富津市・南房総市・大多喜町・長柄町・八街市	千葉森林管理事務所長	〒263-0034 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	電話 043(242)4656 FAX 043(242)4658	ks_chiba_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/tiba/index.html
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・身延町・南部町・都留市・大月市・笛吹市・上野原市・市川三郷町・富士川町・早川町	山梨森林管理事務所長	〒400-0021 山梨県甲府市宮前町7-7	電話 055(253)1336 FAX 055(252)9935	ks_yamanashi_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/yamanashi/index.html
東京都 神奈川県	八王子市・神津島村・三宅村・青ヶ島村・相模原市・秦野市・山北町・箱根町・湯河原町・小田原市・南足柄市・平塚市	東京神奈川森林管理署長	〒254-0046 神奈川県平塚市立野町38-2	電話 0463(32)2867 FAX 0463(32)2868	ks_tokyo_kanagawa_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/tokyo_kanagawa/index.html
静岡県	熱海市・伊豆市・東伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町・伊東市・下田市・伊豆の国市・南伊豆町	伊豆森林管理署長	〒410-2401 静岡県伊豆市牧之郷546-5	電話 0558(74)2522 FAX 0558(72)5553	ks_izu_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/izu/index.html
	静岡市・沼津市・富士宮市・島田市・富士市・御殿場市・裾野市・長泉町・小山町・川根本町・三島市	静岡森林管理署長	〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120	電話 054(254)3401 FAX 054(253)7829	ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/shizuoka/index.html
	浜松市・掛川市・袋井市・湖西市・森町	天竜森林管理署長	〒434-0012 静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	電話 053(588)5591 FAX 053(588)5595	ks_tenryuu_postmaster@maff.go.jp	http://www.rinya.maff.go.jp/kan-to/tenryu/index.html